

水質検査結果書

項	目	八屋戸浄水場 原水			水質基準値	測定方法
		琵琶湖水※	地下水(深井戸)※	地下水(浅井戸)※		
採 水 年 月 日		4月14日				
水質基準項目	一般細菌 集落/mL	9	0	1	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表1
	大腸菌 ****	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表2
	塩化物イオン mg/L	9	4	6	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	ジエオスミン mg/L	****	****	****	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25
	2-メチルイソボルネオール mg/L	****	****	****	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25
	有機物(全有機炭素(TOC)の量) mg/L	1.2	0.3未満	0.3未満	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表30
	pH 値 ****	7.7	6.8	6.2	5.8~8.6	厚生労働省告示第261号 別表31
	味 ****	****	****	****	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表33
	臭 気 ****	藻臭	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表34
	色 度 度	1.1	0.5未満	0.5未満	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表36
	濁 度 度	0.9	0.1未満	0.6	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表41
その他項目※	遊離残留塩素 mg/L	****	****	****	****	DPD法
	電気伝導度 μ S/cm	119	62	77	****	電極法
検査結果		特に異常はない				
検査期間		令和8年4月14日 ~ 令和8年4月17日		検査機関	大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課	

項	目	八屋戸浄水場		水質基準値	測定方法
		浄水	栓水		
採 水 年 月 日		4月14日			
水質基準項目	一般細菌 集落/mL	0	0	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表1
	大腸菌 ****	不検出	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表2
	塩化物イオン mg/L	11	11	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	ジエオスミン mg/L	****	****	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25
	2-メチルイソボルネオール mg/L	****	****	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25
	有機物(全有機炭素(TOC)の量) mg/L	0.7	0.7	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表30
	pH 値 ****	7.5	7.5	5.8~8.6	厚生労働省告示第261号 別表31
	味 ****	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表33
	臭 気 ****	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表34
	色 度 度	0.5未満	0.5未満	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表36
	濁 度 度	0.1未満	0.1未満	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表41
その他項目※	遊離残留塩素 mg/L	0.8	0.5	****	DPD法
	電気伝導度 μ S/cm	125	125	****	電極法
検査結果		水質基準に適合			
検査期間		令和8年4月14日 ~ 令和8年4月17日		検査機関	大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課

【備考】

- * 原水とは琵琶湖または地下水から取水した処理前の水、浄水とは処理後のきれいな水、栓水とは水道管を経由し蛇口から出る水のことを言います。
- * 水質基準値は、浄水及び栓水が満たすべき基準です。
- * 原水については、消毒副生成物及び味を除く項目を検査対象としています。
- * ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、原因生物の発生が認められた場合のみ検査しています。

水質検査結果書

項	目	真野浄水場			水質基準値	測定方法		
		原水※	浄水	栓水				
採水年月日		4月14日						
水質基準項目	一般細菌	集落/mL	21	0	0	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表1	
	大腸菌	****	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表2	
	塩化物イオン	mg/L	9	11	12	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表13	
	ジエオスミン	mg/L	****	****	****	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25	
	2-メチルイソボルネオール	mg/L	****	****	****	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25	
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	1.4	0.8	0.8	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表30	
	pH	値	****	8.1	7.3	7.4	5.8~8.6	厚生労働省告示第261号 別表31
	味	****	****	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表33	
	臭	気	****	藻臭	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表34
	色	度	度	1.3	0.5未満	0.5未満	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表36
	濁	度	度	1.2	0.1未満	0.1未満	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表41
その他項目※	遊離残留塩素	mg/L	****	0.9	0.7	****	DPD法	
	電気伝導度	μS/cm	121	129	131	****	電極法	
検査結果		浄水及び栓水について水質基準に適合						
検査期間		令和8年4月14日 ~ 令和8年4月17日			検査機関	大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課		

項	目	柳が崎浄水場			水質基準値	測定方法		
		原水※	浄水	栓水				
採水年月日		4月13日						
水質基準項目	一般細菌	集落/mL	47	0	0	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表1	
	大腸菌	****	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表2	
	塩化物イオン	mg/L	10	13	13	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表13	
	ジエオスミン	mg/L	****	****	****	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25	
	2-メチルイソボルネオール	mg/L	****	****	****	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25	
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	1.4	0.6	0.6	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表30	
	pH	値	****	7.9	7.3	7.4	5.8~8.6	厚生労働省告示第261号 別表31
	味	****	****	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表33	
	臭	気	****	生ぐさ臭	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表34
	色	度	度	1.7	0.5未満	0.5未満	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表36
	濁	度	度	5.2	0.1未満	0.1未満	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表41
その他項目※	遊離残留塩素	mg/L	****	0.8	0.5	****	DPD法	
	電気伝導度	μS/cm	127	133	134	****	電極法	
検査結果		浄水及び栓水について水質基準に適合						
検査期間		令和8年4月13日 ~ 令和8年4月17日			検査機関	大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課		

【備考】

- * 原水とは琵琶湖または地下水から取水した処理前の水、浄水とは処理後のきれいな水、栓水とは水道管を経由し蛇口から出る水のことを言います。
- * 水質基準値は、浄水及び栓水が満たすべき基準です。
- * 原水については、消毒副生成物及び味を除く項目を検査対象としています。
- * ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、原因生物の発生が認められた場合のみ検査しています。

水質検査結果書

項	目	膳所浄水場			水質基準値	測定方法		
		原水※	浄水	栓水				
採水年月日		4月13日						
水質基準項目	一般細菌	集落/mL	44	0	0	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表1	
	大腸菌	****	検出	不検出	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表2	
	塩化物イオン	mg/L	10	12	13	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表13	
	ジエオスミン	mg/L	****	****	****	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25	
	2-メチルイソボルネオール	mg/L	****	****	****	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25	
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	1.8	0.6	0.6	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表30	
	pH	値	****	7.7	7.4	7.4	5.8~8.6	厚生労働省告示第261号 別表31
	味	****	****	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表33	
	臭	気	****	生ぐさ臭	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表34
	色	度	度	1.9	0.5未満	0.5未満	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表36
	濁	度	度	5.2	0.1未満	0.1未満	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表41
その他項目※	遊離残留塩素	mg/L	****	0.8	0.6	****	DPD法	
	電気伝導度	μS/cm	132	143	138	****	電極法	
検査結果		浄水及び栓水について水質基準に適合						
検査期間		令和8年4月13日 ~ 令和8年4月17日			検査機関	大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課		

項	目	新瀬田浄水場			水質基準値	測定方法		
		原水※	浄水	栓水				
採水年月日		4月13日						
水質基準項目	一般細菌	集落/mL	32	0	0	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表1	
	大腸菌	****	検出	不検出	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表2	
	塩化物イオン	mg/L	10	13	13	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表13	
	ジエオスミン	mg/L	****	****	****	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25	
	2-メチルイソボルネオール	mg/L	****	****	****	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25	
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	1.4	0.5	0.5	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表30	
	pH	値	****	7.6	7.4	7.5	5.8~8.6	厚生労働省告示第261号 別表31
	味	****	****	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表33	
	臭	気	****	生ぐさ臭	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表34
	色	度	度	1.7	0.5未満	0.5未満	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表36
	濁	度	度	5.1	0.1未満	0.1未満	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表41
その他項目※	遊離残留塩素	mg/L	****	0.8	0.7	****	DPD法	
	電気伝導度	μS/cm	132	140	138	****	電極法	
検査結果		浄水及び栓水について水質基準に適合						
検査期間		令和8年4月13日 ~ 令和8年4月17日			検査機関	大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課		

【備考】

- * 原水とは琵琶湖または地下水から取水した処理前の水、浄水とは処理後のきれいな水、栓水とは水道管を経由し蛇口から出る水のことを言います。
- * 水質基準値は、浄水及び栓水が満たすべき基準です。
- * 原水については、消毒副生成物及び味を除く項目を検査対象としています。
- * ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、原因生物の発生が認められた場合のみ検査しています。

水質検査結果書

項 目		蓬 菜	細 川	和 邇	春日町	水質基準値	測定方法	
採 水 年 月 日		4月14日	4月15日	4月14日	4月13日			
水質基準項目	一 般 細 菌 集落/mL	0	0	0	0	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表1	
	大 腸 菌 ****	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表2	
	塩 化 物 イ オ ン mg/L	11	11	12	13	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表13	
	ジ エ オ ス ミ ン mg/L	****	****	****	****	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25	
	2-メチルイソボルネオール mg/L	****	****	****	****	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25	
	有機物(全有機炭素(TOC)の量) mg/L	0.7	0.8	0.7	0.6	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表30	
	pH 値 ****	7.5	7.7	7.4	7.4	5.8~8.6	厚生労働省告示第261号 別表31	
	味 ****	異常無	異常無	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表33	
	臭 気 ****	異常無	異常無	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表34	
	色 度 度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表36	
	濁 度 度	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表41	
その他項目※	遊 離 残 留 塩 素 mg/L	0.5	0.4	0.7	0.6	****	DPD法	
	電 気 伝 導 度 μS/cm	125	128	130	134	****	電極法	
検 査 結 果		水質基準に適合						
検 査 期 間		令和8年4月13日 ~ 令和8年4月17日		検 査 機 関		大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課		

項 目		横 木	晴 嵐	石 倉	水質基準値	測定方法	
採 水 年 月 日		4月15日	4月15日	4月15日			
水質基準項目	一 般 細 菌 集落/mL	0	0	0	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表1	
	大 腸 菌 ****	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表2	
	塩 化 物 イ オ ン mg/L	14	12	13	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表13	
	ジ エ オ ス ミ ン mg/L	****	****	****	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25	
	2-メチルイソボルネオール mg/L	****	****	****	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25	
	有機物(全有機炭素(TOC)の量) mg/L	0.6	0.6	0.6	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表30	
	pH 値 ****	7.6	7.3	7.5	5.8~8.6	厚生労働省告示第261号 別表31	
	味 ****	異常無	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表33	
	臭 気 ****	異常無	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表34	
	色 度 度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表36	
	濁 度 度	0.1未満	0.1未満	0.1未満	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表41	
その他項目※	遊 離 残 留 塩 素 mg/L	0.5	0.7	0.5	****	DPD法	
	電 気 伝 導 度 μS/cm	134	137	138	****	電極法	
検 査 結 果		水質基準に適合					
検 査 期 間		令和8年4月15日 ~ 令和8年4月17日		検 査 機 関		大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課	

【備考】

- * 原水とは琵琶湖または地下水から取水した処理前の水、浄水とは処理後のきれいな水、栓水とは水道管を経由し蛇口から出る水のことを言います。
- * 水質基準値は、浄水及び栓水が満たすべき基準です。
- * 原水については、消毒副生成物及び味を除く項目を検査対象としています。
- * ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、原因生物の発生が認められた場合のみ検査しています。